別紙

様 式 集 作 成 要 領

# １　競争参加資格確認申請書等の作成要領

競争参加資格確認申請書等の作成要領は、以下のとおりとする。

#### 提出部数等

##### 競争参加資格確認申請書は、様式１－１から様式８により作成し、正本１部を提出すること。

##### 正本、Ａ４ファイルに一括して綴じ、提出すること。なお、１冊に収まらない場合は分冊も可とする。

##### 競争参加資格確認申請書と併せて、以下の資料を電子デ-タ化し、電子デ-タを納めた電子媒体（ＣＤ-ＲＯＭ又はＤＶＤ-ＲＯＭ）を1枚提出すること。

###### 競争参加資格確認申請書の様式１－１から様式８に記述した電子ファイル（ワード）

###### その他、添付した資料（ＰＤＦ、Microsoft Office 2010で閲覧可能なもの）

#### 作成要領

【土木工事・建築工事】

##### 施工実績

###### 単体有資格業者又は特定建設共同企業体の代表者に求める施工実績

###### 本工事の競争参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の実績を、「様式３－１」に記載すること。記載する同種又は類似工事の施工実績は１件でよい。

###### 特定建設共同企業体の代表者以外に施工実績を求める場合は次による。

###### 本工事の競争参加資格があることを判断できる類似工事の実績を、「様式３－２」に記載すること。なお、記載する類似工事の施工実績は１件でよい。

###### 「競争参加資格（施工実績）」に、公共建築物との記載がある場合は、次のいずれかとする（民間実績も可）。

* 事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センターなど
* 教育施設：学校、研究所、研修所、体育館など
* 集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館など
* 医療施設：病院、救急センター、診療所など
* 福祉施設：福祉センター、介護センターなど
* 民生施設：卸売市場、公的事業用施設など

##### 配置予定の技術者

###### 本工事の競争参加資格があることを確認できる配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の資格、同種又は類似工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を「様式４－４」に記載すること。

###### 現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事と重複する場合は、対応措置を記載すること。ただし、他工事に主任技術者又は監理技術者として従事している場合は認めない。なお、記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

###### 建築工事担当技術者（工事内容が土木・建築工事の場合）又は土木工事担当技術者（工事内容が建築・土木工事の場合）については、本工事の競争参加資格があることを確認できる資格を、「様式４－３」に記載すること。

###### 同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに提出した当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

###### また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により他の工事の入札に参加してはならない。

##### 施工実績の確認書類等の提出

##### ①及び②の同種又は類似などの工事の施工実績として記載した工事に係る（―財）日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（CORINS）」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、登録されていない場合は、当該工事に係る契約書の写し等を提出すること。

##### 主任技術者又は監理技術者並びに建築工事担当技術者又は土木工事担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。

##### 下水道類似施設とは、【機械設備工事】⑥をいう。

##### 指名停止措置

##### 「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式９－１」を提出すること。

【機械設備工事】

##### 施工実績

###### 本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績（同一系列で工事が分割されている場合は、まとめて１件とすることができる。）を「様式３－１」に記載し提出すること。

###### 「競争参加資格（施工実績）」に、機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）との記載がある場合は、次のとおりである。

###### a）機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）は、同一処理場同一系列の脱水機、汚泥供給ポンプ、薬品溶解タンク・薬品溶解装置および薬注ポンプを全て含むものとする。

###### 施工実績として記載した工事に係る（一財）日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（以下「CORINS」という）」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合、契約書の写し（工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。

###### これらで確認できない場合は「様式６－４」を提出すること。

##### 現場工事期間の配置予定技術者（現場工事経験）

###### 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とする。

###### 主任技術者は、建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式６－２」に法令で定めた実務経験年数を記入して提出すること。また、実務経験は、元請として施工した請負代金額が1000万円以上の工事に限る。

###### 同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該資料の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。

###### 配置予定技術者の資格・工事経験は、「様式４－１」に、CORINSで工事経験が確認できない場合は、「様式６－１」の従事経験証明書に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の機械設備工事内容を満足する場合は、「様式４－１」を複数枚とし資料を合わせて提出すること。なお、工事経験が確認できる資料として、CORINS、契約書、特記仕様書、図面等の写しを提出すること。

###### 「競争参加資格（配置予定技術者）」に、機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）との記載がある場合は、次のとおりである。

###### a）機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）は、同一処理場同一系列の脱水機、汚泥供給ポンプ、薬品溶解タンク・薬品溶解装置および薬注ポンプを全て含むものとする。

###### 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。

###### 申請時において従事及び登録している全ての工事について記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事の現場工期を重複する場合は、対応措置を記載すること。

##### 工場製作期間の配置予定技術者

###### 配置予定技術者は監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。

###### 配置予定技術者の資格は「様式４－２」に、実務経験によるものは「様式６－２」に記載し提出すること。

###### 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を有する資料を提出すること。

##### 設計担当の配置予定技術者

###### 配置予定技術者は、設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画立案、システム設計等）を行う者とする。

###### 配置予定技術者の資格は、監理技術者証を有する者、若しくは実務経験を有する者とする。なお、実務経験で提出する場合は、「様式６－３」に要求する設計経験を記入して提出する。また、実務経験は、元請として施工した請負代金額が1,000万円以上の工事に限る。

###### 配置予定技術者は、企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認又は承認・最終確認等の経験を有する者とする。

###### 配置予定技術者の資格・設計の設計経験及び従事経験証明書は、「様式５」及び「様式６－１」に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の機械設備工事内容を満足する場合は、「様式５」を設計経験が含まれる工事ごとに作成すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、CORINS、契約図書、承諾図書、書面等の写しを提出すること。ただし、「その他付属設備」については設計経験を問わない。

###### 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。

##### 「標準法類似処理法」とは、標準法、酸素活性汚泥法、長時間エアレーション法（単槽式無酸素好気運転、オキシデーションディッチ法は除く）、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、嫌気好気活性汚泥法、担体利用処理法とする。

##### 「下水道類似施設」とは、農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口500人以上の地域し尿処理施設とする。ただし、次の場合は下水処理施設に河川排水機場が含まれる。

###### 当該処理場の処理方法がPOD (全体計画下水量:1,200m3/日以下）における水処理設備工事。

###### ポンプ場における水処設備工事。

###### ポンプ設備工事。

##### 「長寿命化工事」とは、「更生工法あるいは部分（「下水道施設の改築について（平成28年４月１日付け国水下事第109号国土交通省下水道事業課長通知）」別表に定める小分類未満の規模）取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。

##### 汚泥焼却設備工事の施工実績を求める場合における「下水道類似施設」とは、ごみ焼却施設をいう。

##### 指名停止措置

##### 「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式９－１」を提出すること。

【電気設備工事】

##### 施工実績

###### 本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績（工事が分割されている場合は、まとめて１件とすることができる。）を「様式３－１」「様式３－２」に記載し提出すること。

###### 施工実績として記載した工事に係る（一財）日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（以下「CORINS」という）」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合、契約書の写し（工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式６－４」を提出すること。

##### 現場工事期間の配置予定技術者（現場工事経験）

###### 監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とする。

###### 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式６－２」に法令で定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。

###### 電気通信の資格又は実務経験等を求める工事の監理技術者は、（イ）の要件及び下記のa）～e）のいずれか、主任技術者は（ロ）の要件及び下記のa）～e）のいずれかの要件を満たしている者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式６－２」に下記に定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。

###### a）監理技術者資格者証（通）を有する者。

###### b）技術士（総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門）又電気電子部門）の二次試験に合格した者。

###### c）電気通信主任技術者資格者証を有する者であって、その資格者証の交付を受けた後５年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

###### d）電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）は５年以上、大学（旧大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）は３年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

###### e)10年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

###### 配置予定技術者の資格・工事経験は「様式４－３」「様式４－４」に記載し提出すること。また、複数の工事経験を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、工事経験ごとに「様式４－３」「様式４－４」に記載し提出すること。

###### 工事経験が確認できる資料として、CORINS、契約書、特記仕様書、図面等の写しを公告要件に応じて抜粋し提出すること。ただし、CORINSで工事経験が確認できない場合は、「様式６－１」に記載し提出すること。これらで確認できない場合は「様式６－４」を提出すること。

###### 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及びその資格を証明する資料を提出すること。

###### 申請時において、配置予定技術者が従事及び登録している全ての工事について記載すること。申請時に、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事の現場工期と重複する場合は、対応措置を記載すること。

###### 同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該資料の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。

##### 工場製作期間の配置予定技術者

###### 配置予定技術者は、監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。

###### 電気通信の資格を求める工事の配置予定技術者は、【電気設備工事】②に記載されている者と同様とする。

###### 配置予定技術者の資格は「様式４－２」に、実務経験によるものは「様式６－２」に記載し提出すること。

###### 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及びその資格を証明する資料を提出すること。

##### 設計担当の配置予定技術者

###### 配置予定技術者は、設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の最終確認等）を行う者とする。

###### 配置予定技術者は、監理技術者証を有する者で、かつその経験を有する者とする。なお、工場製作期間中の配置予定技術者を兼務することが望ましい。

###### 電気通信の資格を求める工事の配置技術者は、【電気設備工事】②に記載されている者と同様とする。

###### 配置予定技術者の資格･設計経験及び従事経験は、「様式５」及び「様式６－１」に記載し提出すること。また、複数の工事の設計経験を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、設計経験ごとに「様式５」に記載し提出すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、CORINS、契約図書、承諾図書、書面（図面・仕様書又は打合せ議事録等）等の写しを公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式６－４」を提出すること。

###### 実務経験による配置予定技術者は、「様式６－２」に法令で定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。

###### 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及びその資格を証明する資料を提出すること。

##### 「下水道類似施設」とは、次のとおり。

###### ポンプ場の電気設備工事においては、農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び処理人口500人以上の地域し尿処理施設におけるポンプ場及び同処理施設（場内ポンプ場を含む。）ならびに河川排水機場を下水道類似施設とする。

###### 処理場の電気設備工事においては、農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設､処理人口500人以上の地域し尿処理施設を下水道類似施設とする。

##### 「上水道施設」とは、次のとおり。

###### ポンプ場の電気設備工事においては、水道のための浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものとする。

###### 処理場の電気設備工事においては、水道のための浄水施設で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものとする。

##### 「長寿命化工事」とは、「更生工法あるいは部分（「下水道施設の改築について（平成28年４月１日付け国水下事第109号国土交通省下水道事業課長通知）」別表に定める小分類未満の規模）取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。

##### 指名停止措置

##### 「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式９－１」を提出すること。

# ２　競争参加資格確認申請書、募集要項等への質問書の作成要領

競争参加資格確認申請書、募集要項等に対する質問書の作成要領は以下のとおりとする。

#### 作成要領

①　質問及び意見は、様式２０－１から様式２０－９により作成し、書面及び電子メールにより提出すること。

②　質問・意見等の提出に際しては、電子メールの件名に「瑞穂市」の文字列を必ず入れること。

③　質問及び意見の内容は、簡潔かつ明確に記載すること。

# ３　技術提案書作成要領

技術提案書の提出部数及び作成要領は以下のとおりとする。

#### 提出部数等

1. 技術提案書は、様式３０－１から様式３０－１０により作成し、正本１部と副本12部を提出すること。

②　正本及び副本は、Ａ４ファイルに一括して綴じ、提出すること。なお、１冊に収まらない場合は分冊も可とする。

③　副本製本にあたっては、社名やロゴマ-ク等により入札参加者を特定できる表記はしないこと。また、技術提案書を作成した入札参加者が推定できないよう努めること。

④　技術提案書と併せて、以下の資料を電子デ-タ化し、電子デ-タを納めた電子媒体（ＣＤ-ＲＯＭ又はＤＶＤ-ＲＯＭ）を1枚提出すること。

（ア）技術提案書の様式３０－１から様式３０－１０に記述した電子ファイル（ワード、エクセル）

（イ）その他、添付した資料（ＰＤＦ、Microsoft Office 2010で閲覧可能なもの）

#### 作成要領

①　入札説明書及び様式集の各様式に記載した注意事項を踏まえて作成すること。

②　各様式のサイズはＡ４判又はＡ３判とし、Ａ３判はＡ４判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。Ａ３判以上の資料を添付する場合も同様とする。

③　使用言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成４年法律第51号）に定めるところによる。

④　様式の提案が複数枚となる場合は各様式の右端最上段に通し番号を振ること。

（様式第○-○号（△／●））

⑤　使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、上下左右に20ｍｍ程度の余白を設定すること。（図面及び添付書類を除く）

# ４　参考見積書の作成要領

参考見積書の提出部数及び作成要領は以下のとおりとする。

#### 提出部数等

1. 見積書及び内訳書は、様式４０－１から様式４８－２により作成し、２部提出すること。
2. 見積書は、見積者の記名、押印があること。

③　①と併せて、様式４０－１から様式４８－２に記述した電子データ（エクセル）を納めた電子媒体（ＣＤ-ＲＯＭ又はＤＶＤ-ＲＯＭ）を１枚提出すること。なお、当該電子ファイルに、代表社印の押印は求めない。

#### 施工費の作成要領

本工事範囲の見積価格は、以下のように分けて積算するのを原則とする。見積書に個別の機器価格(本体は複合機器単価で記入する)を別途作成する。

① 共通事項

（ア）施工価格に関する詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和３年度　-第２巻 ポンプ場・処理場-」を参考とすること。

（イ）施工価格の内訳は、機械設備工事、電気設備工事、土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事とする。

（ウ）各工事の内訳書及び明細書は、必要な費目及び工種を事業者が提案すること。

（エ）機械、電気設備工事の総合試運転については、次のとおりとし、直接工事費に含むものとする。

a　機器の個別総合試運転費

b　電力費・薬品費・燃料費

c　各分析費

d　その他の経費

（オ）各費用の算定根拠を明らかにするため、計算過程が分かるように関数、計算式等を残した状態で提出すること。なお、計算過程が複雑となる場合は、当該計算過程を別のシ-トによって作成し、これらを合せて添付しておくこと（関数、計算式等を残したまま、他シートとのリンクが残ったままで提出すること。）

② 機械設備工事

（ア）見積書には個別の機器価格を記載すること。機器価格は実勢価格とすること(下図を参照)。なお、詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和３年度　-第２巻、ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（機械設備）編による。

（イ）各費用とも、間接工事費、設計技術費、一般管理費など積算要領、積算基準に算定方法(率の算出や積み上げなど)が定まっているものは、これに準拠する。機器費は、日本下水道事業団標準機器と比較できるように、標準仕様書の適用機器がわかるようにすること。直接経費、間接工事費等において、率部分と積み上げに区分できるものは分けて提出を行うこと。



※脱臭装置(活性炭、土壌脱臭)など現地で組み立てて、製品として完成して行く設備等は複合機器（見積等で据付に要する費用を含む機器）とすること。

③ 電気設備工事

（ア）見積書には個別の機器価格を記載すること。機器価格は実勢価格とすること(下図を参照)。なお、詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和３年度 -第２巻、ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（電気設備）編による。

（イ）各費用とも、間接工事費、設計技術費、一般管理費など積算要領、積算基準に算定方法(率の算出や積み上げなど)が定まっているものは、これに準拠する。機器費は、日本下水道事業団標準機器と比較できるように、標準仕様書の適用機器がわかるようにすること。直接経費、間接工事費等において、率部分と積み上げに区分できるものは分けて提出を行う事。



④ 土木工事

1. 見積書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査を行い、明確に作成すること。なお、詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和３年度 -第２巻、ポンプ場・処理場編-」ポンプ場・処理場施設（土木）編による（見積価格の構成については下図を参照）。
2. 直接工事費は、施設名称及び構造・規模などの施設概要を明記の上、本工事の内容を施設別、工種、種別に相当する項目で作成し、対応する単位、数量、単価、価格を記入すること。また、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算すること。
3. 間接工事費は、共通仮設費及び現場管理費に分類される。共通仮設費は工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、現場管理費は工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費として積算すること。
4. 一般管理費等は、施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費率を用いて積算すること。
5. 杭基礎工については、杭打設工法、杭種、杭径、杭長、本数等を明記の上、杭材料費及び残土処分費を含めた価格を記入すること。
6. 土工については、想定する排水処分費、掘削土壌の数量、運搬費単価及び処分費単価を明記のうえ、価格を記入すること。



⑤ 建築工事

1. 見積書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法及び単価等について調査を行い、明確に作成すること。なお、詳細は、「下水道用設計標準歩掛表 令和３年度 -第２巻、ポンプ場・処理場編-」による。
2. 見積価格は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して表示すること。また、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する（見積価格の構成については下図を参照）。
3. 直接工事費の記載内容は、棟名称及び構造・規模などの施設概要を明記の上、棟別、工種、細別に相当する項目で作成し、対応する単位、数量、単価、価格を記入すること。なお、技術提案書では詳細な仕上表の添付を求めていないため、工事費算出の根拠となる各種仕上げ、材料、製品（メーカー名）等を可能な限り記載すること。
4. 地下燃料タンク等があるときは、規模及び形式を明記の上、基礎、躯体工事、仕上工事等を含んだ価格を記入すること。
5. 建築基準法、消防法その他法令による諸手続きに係る費用（実費）を建築費に計上すること。計上の際には、消費税の取扱いに注意すること。



⑥ 建築機械設備工事・建築電気設備工事

1. 工事費の積算は、建築機械設備工事と建築電気設備工事の工事種別ごとに行う。なお、詳細は、「下水道用設計標準歩掛表 令和３年度 -第２巻、ポンプ場・処理場編-」による。
2. 見積価格は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して表示すること。また、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する（見積価格の構成については下図を参照）。
3. 機器費は、建屋ごとにの価格を記入すること。

